令和〇〇年（少）第〇〇号　強制性交等保護事件

**抗告申立書**

令和〇年〇月〇日

福岡高等裁判所　御中

少年　〇〇　〇　〇

付添人弁護士　福岡　九州男

上記少年に対する頭書保護事件について，令和〇年〇月〇日になされた「少年を第1種少年院に送致する」旨の決定には，不服があるので，以下の理由により抗告を申し立てる。

**申立の趣旨**

１　原決定を取り消す

２　本件を福岡家庭裁判所に差し戻す

との決定を求める。

**申立の理由**

第１　総論

本件は，少年が、中学の後輩である被害者（以下「V」という。）に対して、友人であるA宅において、強いて姦淫行為をしたという強制性交等保護事件である。

少年は、非行事実記載の時刻・場所において、Vと性行為を行ったこと自体は争わないものの、それはVの同意の下で行ったものである旨弁解した。これに対して原決定は、「少年から意に反して性行為を強要された」旨のVの供述を信用できるものとして，V供述をもとに少年がVの同意なく姦淫行為を行った旨認定し、少年を第一種少年院に送致する決定を行った。

しかしながら，Vの供述は，姦淫行為に至るまでの経緯，姦淫行為そのもの，姦淫行為後の状況のすべての点において不自然不合理な内容で，その信用性は認められない。従って、同意のもとに性行為を行ったとの少年の弁解を排斥することはできず，強制性交罪の成立には合理的疑いが残る。よって、原決定には，重大な事実誤認がある。

第２　同意の有無

１　V供述は信用できない

1. VはWに「強制性交」であることを打ち明けていない

ア　「先輩とやってしまった」としか送信していない

Vは，Aとの性行為ののち，Wに「先輩とやってしまった」とＬＩＮＥでメッセージを送信している。そこでは、「やられた」などVの意思に反する態様で性行為が行われたことを示唆する表現は使われていない。むしろ、VがAと能動的に性行為を行ったという表現であると読み取る方が自然である。

その理由について，Vは、原審の証人尋問において「まだ友達（付添人注：Wのこと）が信じられなくて」（V調書23項、以下、Vの原審における証人尋問調書を、V\*との形で段落番号を記載する形で引用する）や（Wが）「話を聞いてくれるかわからなかった」（V35）などと供述しているが，強姦被害に遭ったことをWに打ち明けているにもかかわらず、Wが信頼できないので強姦であることをLINEで明示的に表現しなかったというのはいかにも不自然である。また、Vは、LINEの別の箇所で、Wについては、事件の4日後に、「ほんと、Wにしか言わんけ」と記載したメッセージを送信しており（令和〇年〇月〇日付「写真撮影報告書」20頁）、Wのことを、他の友人には話せないことも相談できるほど信頼している間柄であることを示す表現を使用している。原審におけるVの供述はかかるLINEのやり取りとは矛盾しているというほかない。

イ　「むりやりセックスされた」というメッセージの評価

なるほど、Vは、本件の3日後、少年との性交渉に関して、Wから「むりやり？」と聞かれ、これに対して即座に「そう」と送信している（令和〇年〇月〇日付「写真撮影報告書」16頁）。原決定は、このやり取りに着目して、少年とVとの性交渉がVの意思に反するものである旨認定している。

しかしながら、LINEのメッセージというのは、短文によるやり取りが主流であり、そこには複数の解釈の余地が残されていることが通常である。ここでいう「むりやり」との表現も、性交渉に持ち込むまでの少年の駆け引きが、多少、強引なものであったとか、性交渉の際の少年の行為が、多少、強引なものであったという解釈も十分、可能であり（後記（3）アも参照のこと）、かかる記載が存在することから直ちに、少年がVの意思に反して性交渉を強要したと言うことにはならない。この他に、Vが、その意思に反して少年から性行為を強要された旨をWに申告するような記載は見当たらない。

ウ　Wとのやり取りの淡泊さ

さらに，Vは、事件から3日後のWとのLINEのやり取りにおいて、Wから「やっておわり？」というメッセージを送信されたのに対して「そーよ」とのみ回答している。そこには、少年から性行為を強要されたことをうかがわせるニュアンスは含まれないし、どちらかというと、少年と行きずりの性交渉を行ったことを強く示唆する内容となっている。

通常であれば、強姦されたとすれば，もっと必死になって性行為を強要されたことを訴えることが自然であると思われるが，Vは何らそのようなことをしておらず、少年との性交渉は、Vの同意の下で行われた行きずり同士のものであった可能性を否定できない。

エ　強制性交により混乱していたとも思えない

以上の点について，原決定は、Vは、強制性交の被害に遭ったために混乱していたため、そのような表現になったとしても不自然とまではいえない旨、説示している。

しかしながら、令和〇年〇月〇日付「写真撮影報告書」16頁をみると、Vは、上記イウの各メッセージのやり取りをする直前に、友人であるUに対して「今，アイプチ（付添人注：まぶたを二重にするための化粧品のこと）してないんよ　ハート（付添人注：原文では絵文字である）」などと送信した上で、人気漫画「鬼滅の刃」のキャラクターである竈門禰豆子のスタンプを送信している。強制性交の被害に遭って混乱している者が、一方では自らの二重まぶたのことを気にしたり、好きなキャラクターのスタンプを送信しているというのは同一人物の精神状態としては整合しない。従って、Wに対して送信したメッセージが、強制性交の被害による混乱により真意と異なるものになっていたということは考えられない。

⑶　供述内容自体の不自然さ

ア　少年以外の複数の異性との性行為の存在

令和〇年〇月〇日付「インスタグラムの解析報告書」8頁、19頁、25頁以下の各記載をみると、Vは、P,Q,Rの少なくとも3人の男性（氏名等不詳）と、性行為を行ったことを前提とするメッセージのやり取りをしており、その中では、Pに対して「むりやりなかんじがよかった。また会おう」などと、「むりやり」との表現を用いつつも、Pとの再度の性行為を希望するようなメッセージを送っている。VがPから強制性交されたとして被害を申し出たといった記録はない。

イ　性行為前後の言動

Vは，少年及びAと性行為を行った後、少年、A及びAの友人B（17歳女性）と共に、ビールを飲みながらたばこを吸っていた旨供述し、その後はA、少年、Vの順番でシャワーを浴びた後に、4名が2組の布団で就寝している。

しかしながら、強制性交の被害に遭った者が、現場から逃げたり、携帯電話で助けを求めたりしなかったどころか、加害者らと飲酒や喫煙をしたり、同じ風呂に入ったり、一緒に寝たりしたというのはいかにも不自然である。

この点に関してVは、原審において、「Aと少年から何をされるか分からなかったので、怖くて逃げ出せなかった」旨供述する（V36）が、当時、A宅には鍵もかかっておらず、またVは携帯電話を取り上げられていなかった（本件から約4時間後にVがインスタグラムで友人と連絡を取っていることからも明らかである）ことからすると、Vが周囲に助けを求めることのできない状況に置かれていたと言うことはできない。

エ　無理やりの性行為としてはおよそ不可能な体勢

Vは，原審において、少年が「私の足の上に乗った状態で両手を使って」ズボンを脱いでいると供述した（V48）

しかし，強制性交というのは、意に反する相手方の抵抗を排除しながら行うものであるから、足の上に乗った状態でズボンとパンツを脱ごうとすれば、両手がズボンとパンツを脱ぐことで塞がってしまうので、抵抗するVを押さえつける手段がなくなってしまう。そのような体勢の下で強姦行為を行うことは、腕が4本でもない限り、物理的に不可能である。

オ　まとめ

　以上のとおり，Vの供述は，強姦されたことを前提にするとあまりにも不自然不合理である。

原決定は，Vが未成年で判断能力が未熟であったために，相当に警戒心がなかったことを理由に，V供述の内容の不自然さを説明しているが，そのことは上記不自然な行動の説明には全くなっておらず，むしろ警戒心がなかったとすれば，安易に性行為に及んでも不思議ではない。

⑷　虚偽供述の動機

ア　複数の男性との性行為を知られたくない気持ち

友人のWは「Vは付き合った人でないとセックスしたりするような子ではない」と話しており（W12），周囲の友人には，自分が不特定多数の相手と性行為を行うことを知られないようにしていたことが明らかである。かえって、Vは、Wらと共に、高校の同級生であるCのことを「ヤリマン・ビッチ・尻軽女」などと誹謗中傷し、自らを「彼氏に一途な女子高生」であるように意図的に振る舞っていた側面が垣間見られる（W24）

したがって，Vは、「清純な女子高生」であることを装うために、友人らに自分が複数の男と性行為をするような女性であることを知られまいとする強い動機があり、これはVが少年に性行為を強要されたと供述する動機としては十分である。

イ　妊娠や性感染症の際の言い訳作り

Vは、令和〇年〇月頃に、Qと性行為を行っていたようであるが、その後のQとのやり取りをみると「危険日やったけん、ゴム付けてって言ったのに」、「クラミジアになって不妊症になったら責任とってよね」とのメッセージを送信している（令和〇年〇月〇日付「インスタグラムの解析報告書」20頁）ことから、Qと衛生具を装着せずに性交渉をしたため、妊娠や性感染症に罹患することを心配していた。Vとしては、そもそも、自分から性行為をして妊娠したり、性感染症に罹患したりすることを、信頼する周囲の女友達に知られたくないという強い動機があったはずであり、万一、友人らにこれらが露呈した際の言い訳として、少年らからむりやり性行為を強要されたことにするという強い動機がある。

⑹　小括

以上の通りであるから、Vが少年から強制性交されたとの供述は信用できない。

２　そうすると、専らV供述に依拠して少年が本件非行に及んでいると認定した原決定には，重大な事実誤認があるものと言わざるをえず、この点において取消しを免れない。

以上